

広島市条例第 16 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和 40 年広島市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表広島市五月が丘児童館の項の次に次のように加える。

広島市石内北児童館	広島市佐伯区石内北三丁目 22 番 14 号
-----------	------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 31 日から施行する。